

【質疑応答】

Q：有害物質使用特定施設から地下ピット（ポンプアップ）を經由して排水処理施設に送っている。この地下ピットは有害物質貯蔵指定施設に該当するか。

A：有害物質貯蔵指定施設には該当しない。有害物質使用特定施設の排水溝等に該当する。（タンク、ためます等について法対象に該当するか等の判断が困難な場合は、対象施設を管轄している自治体に相談してください）

Q：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が不純物として含まれている地下水を冷却水として使用している。冷却水を排出する場合は対象となるか

A：有害物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）の製造、使用又は処理を目的としていないので今回の法改正の対象とならない。ただし、排水規制は今回の法改正とは別に対象となる。

Q：排水処理施設でBODを生物処理する微生物を活性化するアンモニア化合物を使用しているが対象となるか。

A：排水処理施設なので対象とならない。ただし、排水規制は今回の法改正とは別に対象となる。

※排水処理施設が特定施設の場合（項番号74等）は該当するので注意

Q：施設からの排水はすべて産業廃棄物として処理している。この場合は有害物質使用特定施設に該当するか。

A：有害物質使用特定施設に該当する。施設から発生する汚水又は廃液を産廃処理等も含め施設から排出していない場合のみ該当しない。

Q：有害物質貯蔵指定施設に該当しないボンベからの配管で有害物質を取り扱っていた場合構造基準の対象となるか。

A：配管が有害物質使用特定施設にも接続していないのであれば対象とならない。

Q：ダイオキシン類は有害物質に該当するか。

A：水質汚濁防止法の有害物質には該当しない。

Q：有害物質貯蔵指定施設に該当しない、一時的に有害物質が通過する生産施設の工程タンク等とは何か。

A：生産施設の中で流量調整を行うようなタンク等が該当する。（タンク、ためます等について、法対象に該当するか等の判断が困難な場合は、対象施設を直轄している自治体に相談して下さい）

【補足説明】

（環境省 改正水質汚濁防止法に係るQ&A集 P.3 質問6）

生産工程と一体であるタンクとは、例えば、製造原料、中間物、製品、助剤等を計量、分析又は一時貯蔵で貯蔵するためのタンクで製造施設に付随しているもの。

Q：貯蔵施設に該当しない例として、「一時的に有害物質が通過したりする生産施設の工程タンク等（生産施設）」とあるが、一時的とはどのくらいか。一晚程度か。

A：具体的な時間の決まりはない。流量調整タンク等は一時的と考えられる。

Q：添加物質として有害物質を利用しているが、その利用施設は有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に該当するか。

A：環境省において検討中。環境省のホームページに提示していく予定ということなので参考にしてほしい。

Q：有害物質使用特定施設の届出を行った後、合流式（汚水・雨水の両方を下水に流す）下水道に接続した。この場合改めて届出が必要か。

A：合流式下水道へ接続した時点で、廃止届出を出している可能性がある。水質汚濁防止法の届出を行った自治体へ確認してください。

（今回の改正で、合流式下水道は法5条第3項の届出対象となりました）

Q：分流式（汚水は下水、雨水は河川に流す）下水道接続のため、有害物質使用特定施設に対して、水質汚濁防止法と下水道法の両方の届出をしている。今回の改正に伴い届出は必要か。また、有害物質貯蔵指定施設があるが届出は必要か。

A：有害物質使用特定施設に対しては新たな届出は必要ありません（ただし、構造等に関する基準、定期点検の義務はある）。有害物質貯蔵指定施設は今回の改正により新たに追加されたものなので届出が必要です（水質汚濁防止法第5条第3項）。

Q：水質汚濁防止法の届出（有害物質使用特定施設）をしていれば、今回追加となった構造等の部分についても届出は必要ないか。

A：届出済みの施設については構造等の部分も含め届出は必要ありません。ただし、構造等に関する基準、定期点検の義務は生じます。また、構造等を変更する場合は、変更届出が必要となります。

Q：排水のろ過吸着タンクは有害物質貯蔵指定施設の該当となるか。

A：排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等は排水処理施設となります。よって排水処理施設の一部であれば該当しません。

Q：アンモニアをボンベから気化させて使用。水に溶解させアンモニアを回収する。産業廃棄物として処分しているが届出は必要か。

A：産業廃棄物として処分する際、有害物質の処理を目的として貯蔵しているのであれば貯蔵施設となる。

Q：試験室で有害物質を使用しているが、流し台に流さず回収している。この流し台についても有害物質使用特定施設となるか。

A：過去の通知（平成15年）では意図的に有害物質を使用していることから有害物質使用特定施設となるとしている（使用している有害物質を流す例が見られるため）。

【補足説明】（配管等の取扱い）

（環境省 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル P.103）

「洗浄施設からの排水中の有害物質の濃度を検出限界以下まで下げることができる場合には、施設から先には有害物質が流れないため、配管等、排水溝等における構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施の義務は適用されないこととする。」

Q：定期点検の記録方法は事業者が決めればよいのか。またABC基準は事業者と行政のいずれが判断するのか。

A：記録方法は自由です。ただし記録事項、点検項目・回数等については法令を満たす必要がある。またABC基準は事業者が法令に基づいて判断してください。判断が難しい場合は、対象施設を管轄している自治体に確認してください。

Q：今回の改正により追加された施設は公害防止組織の対象となるか。

A：今回追加になった有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に汚水又は廃液を排出しない有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第5条第3項の届出対象施設）は対象となりません。